

下田海上保安部長公示 第 4-4 号

港則法第 39 条第 1 項及び第 45 条の規定により下田港において、次のとおり船舶のびよう泊を禁止したので、第 39 条第 2 項の規定により公示する。

下田海上保安部長公示第 31-1 号は廃止する。

令和 4 年 9 月 15 日

下田海上保安部長



下田港におけるびよう泊禁止区域の設定について

下田港に出入する船舶交通の安全を確保するため、下記により船舶のびよう泊を禁止する。

記

1 期間

令和 4 年 9 月 16 日から当分の間

2 区域

次の各点を順次結んだ線及びイとトを結んだ線により囲まれた海面
(世界測地系)

イ	北緯	34 度 40 分 16.9 秒	東経	138 度 56 分 56.6 秒
ロ	北緯	34 度 40 分 15.3 秒	東経	138 度 57 分 21.3 秒
ハ	北緯	34 度 40 分 06.0 秒	東経	138 度 57 分 23.0 秒
ニ	北緯	34 度 39 分 56.2 秒	東経	138 度 57 分 17.9 秒
ホ	北緯	34 度 39 分 56.2 秒	東経	138 度 57 分 10.5 秒
ヘ	北緯	34 度 40 分 09.2 秒	東経	138 度 57 分 16.2 秒
ト	北緯	34 度 40 分 14.4 秒	東経	138 度 56 分 55.8 秒

3 禁止事項

船舶は、上記 1 の期間、2 の区域においてびよう泊してはならない。

びょう泊禁止区域図

